

平成20年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署	措置状況・理由	対応区分
P88	所管不明財産-1(普通財産)	航空写真から判断すると明らかにビニールハウスの敷地である。明治時代から市が所有している土地であるため、占拠者は市の所有土地との認識がない可能性もあるため、占拠者に状況を説明し、期限を決めて売却交渉等の対応をする必要がある。	公有財産活用室	平成31年2月1日に売買契約が成立し、平成31年3月25日付けで所有権移転登記が完了しています。	措置済

(公表日:令和元年12月26日 通知日:令和元年12月13日 法 30 号)